

副業・兼業の促進

厚生労働省では、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定)を踏まえ、副業・兼業の普及促進を図っています。副業・兼業は、新たな技術の開発、オープンイノベーションや起業の手段、そして第2の人生の準備として有効です。

副業・兼業の促進に関するガイドライン

平成30年1月、副業・兼業について、企業や働く方が現行の法令のもとでどのような事項に留意すべきかをまとめたガイドラインを作成しました。これは、副業・兼業に関わる現行の法令や解釈をまとめたものであり、各制度的課題の検討については、今後行われることとなります。

モデル就業規則

平成30年1月、モデル就業規則を改定し、労働者の遵守事項の「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと。」という規定を削除し、副業・兼業について規定を新設しました。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

【お問い合わせ先】



厚生労働省 鹿児島労働局雇用環境・均等室

099-223-8239